

福井次世代型生殖医療支援情報連携ネットワーク委員会会則

〔名称〕

第1条 本会の名称は、福井次世代型生殖医療支援情報連携ネットワーク委員会「Fukui ART Net (FAN)」とする。

〔目的〕

第2条 本会は、専門的治療を行う医療機関とかかりつけの医療機関をつなぐ福井次世代型生殖医療支援情報連携ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）を用いて、安全性の高いネットワーク上でプライバシー保護を厳重に図りながら、患者の不妊治療に関する治療経過や検査結果等の情報共有をスピーディに行い、患者が身近で高度な不妊治療を安心して受けられる医療体制の提供を目的とする。

〔事業〕

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 本ネットワークの利用に関すること。
- (2) 本ネットワークの構築・運営に係る提言に関すること。

〔会員〕

第4条 本会の会員は、Fukui ART Net (FAN) の目的に賛同し、本ネットワークを利用する医療機関とする。

〔世話人会〕

第5条 本会に世話人会を置く。

2 世話人会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 世話人会代表
- (2) 世話人 数名

3 世話人会代表は、生殖医療センター長をもって充てる。

4 世話人会代表は本会を統括し、世話人会は事業の運営に当たる。

〔事務局〕

第6条 本会の事務局は、生殖医療センターに置く。

（会費）

第7条 本ネットワークの管理運用料として、年度会費を徴収する。

〔運用管理規程〕

第8条 本ネットワークを運用管理するために、運用管理規程等を別に定める。

〔その他〕

第9条 この会則に定めるもののほか、本会に必要な事項は、別に定める。

附 則

この会則は、令和5年12月16日より施行する。